

現況調査チェックリスト

[様邸] についての現況の調査書 調査年月日 年 月 日

調査者	氏名・資格	(1)級建築士 (大臣)登録 第 号		
	建築士事務所名	(1)級建築士事務所 (長崎県)知事登録 第 - 号		
		一級建築士事務所	電話番号	- -
	所在地	佐世保市 町 番地		
建築主氏名	佐世保 花子	住所	佐世保市 町 番地	
計画概要	建築場所	佐世保市 町 番地		
	主要用途	専用住宅		

チェック項目		適否判定 注)1	既存不適格 注)2	添付図書	備考
集団規定	道路後退	法42条2項			
	高さ	法56条			
	隣接建築物等との関係				
単体規定 (構造規定以外)	防耐火関係	屋根	法22条		
		外壁	法23条		
		木造建築物等の特建の外壁	法24条		
		防火壁	法26条	-	
		耐火・準耐火	法27条	-	
		防火区画	令112条	-	
		界壁・隔壁	令114条	-	
	一般構造	敷地の安全	法19条		
		採光	法28条		
		換気	法28条		
		アスベスト・シックハウス	法28条の2	×	
		地階の居室	法29条	-	
		界壁遮音	法30条	-	
		天井・床高さ等	令21条～令22条		
	避難施設関係	階段	令23条～令27条		
		客席からの出入口	令118条	-	
		廊下	令119条	-	
		直通階段	令120条, 令121条	-	
		避難階段等	令122条～令124条	-	
		屋外への出入口	令125条	-	
		敷地内通路	令128条, 128条の2	-	
排煙設備		令126条の2～3	-		
建築設備	非常用照明	令126条の4～5	-		
	非常用進入口	令126条の6～7	-		
	特殊建築物等の内装	法35条の2	-		
	電気設備	法32条			
	避雷設備	法33条	-		
	昇降機	法34条	-		
	浄化槽	法36条			
給排水設備	令129条2の5				

* 本様式は棟ごとに作成してください。

* 増築等を行う棟以外については確認申請の審査に必要な項目についてのみ適用します。

* 調査者が複数の場合は担当した調査事項を備考欄に記入して下さい。

* 記載欄が不足する場合は、適宜別紙を添付してください。

* 法6条1項4号建築物の添付図書は、「」マークがついている項目とします。ただし、必要がある場合はその他に特定行政庁、指定確認検査機関が求めることがあります。

注)1 適否判定欄は、現行調査結果が現行法要件を満たすかで判断します。

「」: 現行法要件を満たす場合。「×」: 現行法要件を満たさない場合。「-」: 現行法要件が及ばない場合。

注)2 既存不適格欄は、適否判定欄が「×」である場合、当該規定が着工当時の法の規定を満たすかで判断します。

「」: 着工当時の法の規定を満たす場合。「×」: 着工当時の法の規定を満たさない場合。

[様邸] についての現況の調査書 調査年月日 年 月 日

チェック項目		適否判定 注)1	既存不適格 注)2	添付図書	備考
県 条 例	がけ	条例3条	-		
	敷地、接道	条例20条～26条の2			
	共同住宅等の規定	条例7条、8条	-		
	劇場等の規定	条例11条～17条	-		
	自動車車庫・修理工場の規定	条例18条、19条	-		
共 通	地盤の状況	令38条			
	基礎の形状・寸法・配置	令38条	×		
	構造部材の劣化	令37条			
	屋根葺き材等の緊結方法	令39条			
木 造	部材の形状・寸法・配置				
	土台及び基礎	令42条			
	柱の小径	令43条			
	構造耐力上必要な軸組等	令46条	×		
	継手又は仕口	令47条		注)4	
	外壁内部等の防腐措置	令49条			
鉄 骨 造	部材の形状・寸法・配置	令69条等	-	注)3 注)5	
	材質・強度		-		
	柱脚	令66条	-		
	接合部・継手	令67条	-	注)3 注)5	
	柱の防火被覆	令70条	-		
R C 造	部材の形状・寸法・配置		-	注)3	
	コンクリート強度	令74条	-		
	柱・梁・耐震壁の配筋	令77条～79条	-		
S R C 造	部材の形状・寸法		-		
	鉄骨造の規定	鉄骨造欄	-		
	RC造の規定	RC造欄	-		
そ の 他	部材の形状・寸法	令80条の2			
	告示の規定 注)6	令80条の2			
	構造計算	令81条～	-		

は写真添付(該当の場合)

* 法6条1項4号以外の建築物は、(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震断と補強方法」「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に基づく調査の結果を添付してください。

注)3 法第6条第1項第4号に該当する建築物については各階数か所でも可。ただし、確認済証の無いものは原則全数とします。

注)4 法第6条第1項第4号に該当する建築物については、平成12年6月1日以降に建築されたもののみ適用し、撮影箇所は各階数か所程度。ただし、確認済証の発行のないもの及び中間検査の対象建築物で中間検査合格証の発行されていないものは原則全数とします。

注)5 プレース構造は柱、梁、プレースの写真、ラーメン構造は柱、梁、柱梁接合部の写真を添付してください。

注)6 2x4の建築物の場合はくぎのピッチ、種類の確認できる書類・写真の添付必要(4号建築物含む)。